平成２４年（フ）第６８２号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥７号棟202号室
債務者　郡川千惠子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６８７号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1575番地の90
債務者　吉田　英幸
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７９１号
堺市美原区平尾2196番地１　平尾住宅401号、前住所大阪市旭区新森６丁目４番５号　グリーンハイツ新森404
債務者　中川　立也
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５１号
大阪府大阪狭山市狭山１丁目816番地の１―107号
債務者　阿部　俊子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５８号
大阪府松原市上田４丁目727番地の１　シャトーシュベルグ501号
債務者　日高　聖二
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８９９号
堺市東区日置荘西町１丁25番40号
債務者　堀江　將之
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
北海道岩見沢市７条西２丁目30番地
債務者　山谷　優子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８１号
北海道岩見沢市元町１条東３丁目12番地３公明荘５号室
債務者　高屋敷亜澄
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８２号
北海道空知郡南幌町元町４丁目１番11―102号
債務者　山本　奈美
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８３号
北海道美唄市西１条南５丁目１番１―203号
債務者　伊藤　勝則
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４６７号
神奈川県足柄上郡大井町上大井42番地７
債務者　保坂　忠雄
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５号
新潟県上越市寺町３丁目17番10号　ハイツ白鳥２Ｆ号
債務者　安藤　克敏
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６７号
新潟県上越市港町１丁目30番３号
債務者　阿部　芳明
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６８号
新潟県上越市港町１丁目30番３号
債務者　阿部　和子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１４４０号
愛知県知多市日長台163番地、従前の住所愛知県知多市岡田字下中田５番地の１　レインボー第２知多長浦608
債務者　橋川由美子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８６号
名古屋市中川区一色新町２丁目401番地　三日月住宅３棟107号、従前の住所名古屋市守山区小幡千代田３番10号　ライオンズマンション小幡千代田204号
債務者　近藤　健二
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２０号
大阪市中央区龍造寺町７番11号
債務者　寺西　敬三
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部